

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則改正新旧対照表

改 正 後 現 行

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)

第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）に定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、沿岸漁業の従事者、その組織する団体及び沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従事者の数が二十人以下であるもの並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定中小企業者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付ける。

(貸付金の種類等)
第二条 (略)

経 営 等 改 善 資 金	資 金 の 種 類		貸付を受ける資格を有するもの	償還期間
	区 分	内 容		
二(略)	(略)	(略)	沿岸漁業（小型の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業にあつては、総トン数十トン未満の動力漁船を使用する場 合及び青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行うおととするものとして水産庁長官が定めるもの	七年以内（据置期間一年以内を含む。）ただし、農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する農商工等連携事業計画に従つて実施され
			貸付を受ける資格を有するもの	
			貸付限度額	

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)

第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）に定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、沿岸漁業の従事者、その組織する団体及び沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従事者の数が二十人以下であるもの（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付ける。

(貸付金の種類等)
第二条 (略)

経 営 等 改 善 資 金	資 金 の 種 類		貸付を受ける資格を有するもの	償還期間
	区 分	内 容		
二(略)	(略)	(略)	沿岸漁業（小型の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業にあつては、総トン数十トン未満の動力漁船を使用する場 合及び青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行うおととするものとして水産庁長官が定めるもの	七年以内（据置期間一年以内を含む。）
			貸付を受ける資格を有するもの	
			貸付限度額	

<p>(以下「経営改善取組漁業者団体」という。)が総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用する場合に限る。以下この項及び青年漁業者等養成確保資金の項において同じ。(を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。)及び会社(その常時使用する従業者の数が二十人以下であるものに限る。以下同じ。))並びに農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者(以下この項において「認定中小企業者」という。))又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第一号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者</p>	<p>合にあつては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、漁業用ソーナを設置する場合にあつては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては一台につき百五十万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては一台につき百八十万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては一台につき七十万円</p>	<p>る農商工等連携促進法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を実施するのに必要な資金(以下「農商工等連携事業実施資金」という。))として貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間三年以内を含む。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第四条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含み、当該認定を受けた者又は当該法人が同法第二条第三項に規定する農業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。))が当該認定に係る同法第四条第一項に規定</p>
---	---	--

<p>(以下「中核的漁業者協業体」という。)が総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用する場合に限る。以下本項及び青年漁業者等養成確保資金の項において同じ。(を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。))及び会社(その常時使用する従業者の数が二十人以下であるものに限る。以下同じ。))</p>	<p>合にあつては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、漁業用ソーナを設置する場合にあつては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては一台につき百五十万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては一台につき百八十万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては一台につき七十万円</p>	<p>(中核的漁業者協業体)にあつては、三百万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき二百万円、漁業用クレーンを設</p>
---	---	--

	三(略)	三の二(略)		四(略)
	(略)	推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減される漁船用環境高度対応機関、定速装置及び発光ダイオード式集魚灯の設置に必要な資金		(略)

<p>置する場合にあつては一台につき四百万円とし、総額で五百万円とする。</p>	(略)	<p>漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては一台につき千二百万円、定速装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては一セットにつき千三百万円とし、総額で千三百万円とする。</p>		(略)
<p>する生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号に掲げる措置を実施するのに必要な資金(以下「農林漁業有機物資源生産措置実施資金」といふ。)として貸し付ける場合にあつては九年以内(据置期間一年以内を含む。)とする。</p>				<p>四年以内(据置期間二年以内を含む。)(ただし、農商工等連携事業実施資金として貸し付ける場合にあ</p>

	三(略)	三の二(略)		四(略)
	(略)	推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減される漁船用環境高度対応機関及び定速装置の設置に必要な資金		(略)

<p>置する場合にあつては一台につき四百万円とし、総額で五百万円とする。</p>	(略)	<p>漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあつては一台につき千二百万円、定速装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円とし、総額で千三百万円とする。</p>		(略)
		<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>		<p>四年以内(据置期間二年以内を含む。)</p>

四の二 (略)	(略)	沿岸漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、協業体及び会社並びに沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合及び協業体並びに認定中小企業者又は認定中小企業が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第一号八に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者	(略)	つては五年以内 (据置期間三年以内を含む。)、農林漁業有機物資源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては五年以内(据置期間二年以内を含む。) む。)
四の三 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
五の九 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四の二 (略)	(略)	沿岸漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、協業体及び会社並びに沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合及び協業体	(略)	十年以内(据置期間三年以内を含む。)
四の三 (略)	(略)	(略)	(略)	十年以内(据置期間三年以内を含む。)
五の九 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

金 資 保 確 成 養 等 者 業 漁 年 青		金 資 善 改 活 生	
三(略)	(略) 一、二	(略) 一、三	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	二千万円経営改善取組漁業者団体にあつては五千万円、部門経営の開始にあつては八百万円
	(略)	(略)	十年以内(据置期間三年以内を含む)。ただし、農林漁業有機物質源生産措置実施資金として貸し付ける場合にあつては、十二年以内(据置期間三年以内を含む。)とする。

備考(略)

第三条、第五条(略)

金 資 保 確 成 養 等 者 業 漁 年 青		金 資 善 改 活 生	
三(略)	(略) 一、二	(略) 一、三	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	二千万円(中核的漁業者協業体)にあつては五千万円、部門経営の開始にあつては八百万円
	(略)	(略)	十年以内(据置期間三年以内を含む)。

備考(略)

第三条、第五条(略)

(貸付けの決定)

第六条 知事は、前条の規定による貸付申請書の提出を受けた場合において法第八条(農商工等連携促進法第十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による基準に照らし、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2～3(略)

第七条～第十八条(略)

(貸付けの決定)

第六条 知事は、前条の規定による貸付申請書の提出を受けた場合において法第八条の規定による基準に照らし、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2～3(略)

第七条～第十八条(略)

青森県知事 殿

住所 電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 印

沿岸漁業改善資金貸付申請書

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第 5 条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けを申請します。

記

(略)

(略)

償 還 計 画

償還日	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目	12 年目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(略)

青森県知事 殿

住所 電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名 印

沿岸漁業改善資金貸付申請書

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第 5 条の規定に基づき、下記のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けを申請します。

記

(略)

(略)

償 還 計 画

償還日	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(略)

殿

青森県知事

印

青森県沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった沿岸漁業改善資金の貸付けについて、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第 6 条の規定により、(下記の条件を附して、)下記のとおり決定したので通知する。

記

資金の種類	貸付決定番号	貸付金額		
		償 還 期 日	金 額	摘 要
償還方法	第 9 回	年 月 日		
	第 1 0 回	年 月 日		
	第 1 1 回	年 月 日		
	第 1 2 回	年 月 日		
	計			
連帯保証人		ほか 人		
担保物件				

(略)

殿

青森県知事

印

青森県沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった沿岸漁業改善資金の貸付けについて、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第 6 条の規定により、(下記の条件を附して、)下記のとおり決定したので通知する。

記

資金の種類	貸付決定番号	貸付金額		
		償 還 期 日	金 額	摘 要
償還方法	第 9 回	年 月 日		
	第 1 0 回	年 月 日		
	計			
連帯保証人		ほか 人		
担保物件				

(略)

第3号様式（第8条関係）
（表）

収入印紙添付欄	年 月 日
---------	-------

青森県知事殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

沿岸漁業改善資金借用証書

下記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約いたします。

記

資金の種類		貸付決定番号	年度	第	号
借入金額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日
		第2回	年	月	日
		第3回	年	月	日
千円		第4回	年	月	日
償還期限		第5回	年	月	日
		第6回	年	月	日
		第7回	年	月	日
年 月 日		第8回	年	月	日
		第9回	年	月	日
		第10回	年	月	日
		第11回	年	月	日
		第12回	年	月	日

（略）

第3号様式（第8条関係）
（表）

収入印紙添付欄	年 月 日
---------	-------

青森県知事殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

沿岸漁業改善資金借用証書

下記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約いたします。

記

資金の種類		貸付決定番号	年度	第	号
借入金額	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日
		第2回	年	月	日
		第3回	年	月	日
千円		第4回	年	月	日
償還期限		第5回	年	月	日
		第6回	年	月	日
		第7回	年	月	日
年 月 日		第8回	年	月	日
		第9回	年	月	日
		第10回	年	月	日

（略）

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、表面に記載された償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の定めにかかわらず直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1)~(2) (略)

(3) 乙につき、仮差押え、差押え若しくは競売の申立があつたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。

(4) 乙が、支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。

(5) 乙が、租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(6) 乙が、甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。

(7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収容されたとき。

(8) 乙が、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)及びこの契約に基づく義務の履行を怠つたとき。

(9) 乙が、償還金の支払を怠つたとき。

第2条~第9条(略)

第4号様式(第9条関係)~第5号様式(第10条関係)(略)

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、表面に記載された償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の定めにかかわらず直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1)~(2) (略)

(3) 乙が、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)及びこの契約に基づく義務の履行を怠つたとき。

(4) 乙が、償還金の支払を怠つたとき。

第2条~第9条(略)

第4号様式(第9条関係)~第5号様式(第10条関係)(略)

青森県知事 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた沿岸漁業改善資金について支払を猶予して下さるよう、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第 1 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

資金の種類	償 還 期 日		金 額
当初の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	
	第 1 1 回	年 月 日	
	第 1 2 回	年 月 日	
変更後の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	
	第 1 1 回	年 月 日	
	第 1 2 回	年 月 日	
変更理由			

(略)

青森県知事 殿

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 印

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた沿岸漁業改善資金について支払を猶予して下さるよう、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第 1 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

資金の種類	償 還 期 日		金 額
当初の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	
変更後の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	
変更理由			

(略)

殿

青森県知事

印

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした沿岸漁業改善資金については、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第17条の規定により、下記のとおり決定したので通知する。

記

資金の種類	償 還 期 日		金 額
当初の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	
	第 1 1 回	年 月 日	
	第 1 2 回	年 月 日	
変更後の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	
	第 1 1 回	年 月 日	
	第 1 2 回	年 月 日	

(略)

殿

青森県知事

印

沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした沿岸漁業改善資金については、青森県沿岸漁業改善資金貸付規則第17条の規定により、下記のとおり決定したので通知する。

記

資金の種類	償 還 期 日		金 額
当初の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	
変更後の償還方法	第 1 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	
	第 1 0 回	年 月 日	

(略)